

同等性を利用した有機製品の対米輸出入に関するQ & A (2024年8月9日版)

※変更内容

2024年8月：有機加工食品 JAS 改正に伴う変更

平成 25 年 9 月 26 日、日本と米国との有機製品に関する同等性相互認証（平成 26 年 1 月 1 日から発効）が成立しました。同等性相互認証の概要について、以下のとおりお知らせします。

※当該 Q&A においては、有機藻類を有機原材料として 5%以上使用した有機加工食品等（有機加工食品 JAS の 3.5「その他有機加工食品」に該当するもの）を有機藻類加工食品と言います。

Q 1) 米国と日本の「同等性相互認証」により、どのようなことが可能になるのですか。

A 1) 有機 JAS 又は米国有機規格（NOP）により格付されている有機製品は、同等性相互認証の範囲内で、日米両国で「有機」、「Organic」と表示して販売できるようになります。自国の第三者機関から認証されていれば、改めて相手国の制度に則した認証を受ける必要がなくなるため、お互いの国の有機市場への出荷が容易になります。

Q 2) 同等性相互認証により日本から米国に輸出する有機製品に有機 JAS マークを表示してもよいですか。また、米国から日本へ輸入する有機製品に米国の有機マーク（USDA マーク）が表示されていてもよいのですか。

A 2) 同等性相互認証により日本から米国へ輸出する有機製品及び米国から日本へ輸入する有機製品いずれにも、USDA マークと有機 JAS マークを併記することができます。なお、同等性相互認証下で取引される製品は、輸出先国の表示要件を満たさなければなりません。米国における有機製品の表示要件については、以下のページに記載されています。

<http://www.ams.usda.gov/rules-regulations/organic/labeling>

Q 3) 米国と日本の両方で販売する有機製品に「USDA オーガニックロゴ」と「有機 JAS マーク」の両方を表示することができますか。

A 3) 有機同等性は、両国間の輸出入を前提として、両国間の輸出入を促進するために日本－米国間で合意されたものです。

したがって、輸出されない商品に同等国の有機認証マークを添付することは、有機同等性の主旨と異なるものであり、また、JAS 認証と NOP 認証のいずれも取得している事業者であると消費者等に誤認させてしまう可能性もあることから、輸出せずに国内で販売される有機製品に、同等国の有機マークを添付しないようにお願いします。

Q 4) 同等性相互認証を利用して輸出入できるのはどのような有機製品ですか。

A 4) 有機農産物（きのこを含む。以下同じ。）、有機畜産物及び有機加工食品（有機藻類加工食品及び有機酒類を除く）で、①日本又は米国で生産されたもの、②日本又は米国で最終的に加工又は包装及び表示されたものです。また、②には、第三国産の有機 JAS 又は NOP を満たした有機製品を日本又は米国で包装し、包装又は製

品自体に有機食品である旨の表示を行ったものを含みます。詳細は以下の参考の図をご確認ください。

参考：http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/pdf/import_export_sankou.pdf

Q 5) 認証事業者や登録認証機関が同等性相互認証に違反した場合、どうなりますか。

A 5) 違反の内容に応じ、農林水産省又は米国農務省から相手国に報告され、それぞれの国の規制の下で措置が行われます。

N O P 有機製品を米国から日本に輸入する場合

Q 6) N O P 有機製品を日本に輸入するために、何が要求されますか。

A 6) 米国から日本へ輸入する有機製品は、N O P 認証されたものであり、J A S 認証輸入業者が輸入する必要があります。また、日本国内で販売する際には、日本の有機表示要件（有機 J A S マークの適正使用を含む。）を全て満たさなければなりません。

Q 7) どのような製品に有機 J A S マークを付すことができますか。

A 7) 同等性相互認証により有機 J A S マークを付すことができるのは、有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品（有機藻類加工食品及び有機酒類を除く）です。J A S の対象となっていない製品（蜂蜜等）については、同等性相互認証により有機 J A S マークを付すことはできません。

Q 8) 有機 J A S マークを製品に貼付するにはどのような方法がありますか。

A 8) 米国の制度においては、米国内で流通する有機食品について U S D A マークの貼付は任意ですが、J A S 制度においては、有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品（有機藻類加工食品を除く）を日本国内で「有機」、「オーガニック」と表示して販売するためには、J A S 認証輸入業者によって輸入され、有機 J A S マークが貼付されていなければなりません。同等性相互認証により日本に輸入する有機製品に有機 J A S マークを貼付するには以下の 2 つの方法があります。

1 N O P に基づき認証された米国の事業者が J A S マークの貼付を自ら行うことを希望する場合、J A S 認証輸入業者から有機 J A S マークの貼付の委託を受けることにより、自ら米国内で J A S マークを貼付し、J A S 認定輸入業者向けに出荷することができます。

2 米国の認証事業者が J A S マークの貼付を自ら行うことを希望しない場合、J A S 認証輸入業者が日本において製品に J A S マークの貼付を行います。

J A S 認証輸入業者は、以下のページに掲載しています(HP 掲載承諾者のみ掲載)。
http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki_jigyosya_list.html
(認証輸入業者（有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品）)

Q 9) N O P の「made with organic」(有機…使用)に該当する食品は、同等性相互認証により日本に輸入できますか。

A 9) 同等性相互認証の範囲は有機原材料の割合が 95%以上の製品に限られていることから、輸入できません。

なお、製品には有機表示をせずに、有機原材料を使用した旨の表示を行う場合、当該原材料は有機 J A S マークの付された有機原材料であることが条件となっています。

Q10) NOPの「100% organic」に該当する有機製品は、同等性相互認証により日本に輸入できますか。

A10) J A S 制度では、「100% organic」の表示を行うための特別な認証を行っていませんが、「100% organic」の製品は、95%以上有機原材料を使用しているため、同等性相互認証により、「有機」、「オーガニック」と表示して販売することができます。

Q11) 同等性相互認証により有機製品を輸入する場合、どのような書類が必要ですか。

A11) 同等性相互認証により米国から日本に輸入する有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品には、U S D A 輸出証明書 (TM-11) が添付されていなければなりません。U S D A 輸出証明書は、生産場所及び認証機関の特定、同等性相互認証の条件を満たすことの証明並びに取引される製品の遡及に使用されます。U S D A 輸出証明書の様式は、以下のページに掲載されています。

<https://www.ams.usda.gov/sites/default/files/media/ExportingUSDAOrganicProductsToTaiwanandJapan.pdf>

U S D A 輸出証明書は、日本国内で有機の表示規制の対象となっていない有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品以外の製品には必要ありません。

Q12) 米国の認証事業者がU S D A 輸出証明書を入手するにはどうすればよいですか。

A12) まず、米国の認証事業者は、認証機関に、日本へ有機製品を輸出する意向があることを伝えます。認証機関は、認証事業者に、輸出する有機製品やその他必要事項について質問し、輸出証明書を発行します。なお、U S D A に認定された認証機関は以下のページに掲載されています。

<http://www.ams.usda.gov/services/organic-certification/certifying-agents>

J A S 有機製品を米国に輸出する場合

Q13) 同等性相互認証により米国へ輸出できる有機製品の範囲と輸出に当たって遵守すべき事項は何ですか。

A13) 同等性相互認証により米国へ輸出できる有機製品は、有機 J A S の認証を受けて、日本国内で生産、最終的加工又は包装及び表示した有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品（有機藻類加工食品及び有機酒類を除く）です（有機加工食品の原材料の原産国に限定はありません）。また、認証輸入業者が、有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品を同等国（日本が同等性を認めた国をいう。）から輸入し、認証小分け業者が小分け包装した場合も米国への輸出が可能です。米国へ輸出する場合は、U S D A の表示要件（U S D A 有機マークの適正使用を含む。）を全て満たしている必要があります。輸出時に、Organic Integrity Database 上で有機 J A S 登録認証機関により NOP 輸入証明書（NOP Import Certificate）を発行する必要があります。Organic Integrity Database 上で NOP 輸入証明書を発行するには、有機 J A S の認証を受けた日本側の生産者等及び NOP の認証を受けた米国側の輸入業者が Organic Integrity Database に登録されている必要があります（日本側の輸出業者の認証及び Organic Integrity Database への登録は必要ありません）。事業者の登録状況は、Organic Integrity Database 上で検索し、確認することができます。

なお、U S D A の表示要件では、最終取扱者又は販売者の表示の下に認証機関名を「Certified organic by ○○」等と記載することになっています。日本国内の有機 J A S 登録認証機関の英語名及び略称については、以下のページの「List of Accredited Certification Bodies(Organic products(domestic))」に掲載しています。

https://www.maff.go.jp/e/policies/standard/specific/organic_JAS.html

(参考)

Organic Integrity Database

<https://organic.ams.usda.gov/integrity>

有機製品についての NOP の表示規則

http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/pdf/nop_subpart_d.pdf

NOP 表示トレーニング（認証機関の表示については p43）

<http://www.ams.usda.gov/sites/default/files/media/OrganicLabelingTrainingModule.pdf>

Q14) 日本国内で有機の表示規制の対象となっていない有機製品について、米国内で有機表示を行って販売できますか。

A14) 有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品（有機藻類加工食品及び有機酒類を除く）以外の有機製品（水産物、有機酒類等）については、同等性相互認証の範囲外であるため、米国内で有機製品として販売するためには、U S D A が認定した認証機関から NOP 認証を取得する必要があります。

Q15) 転換期間中有機農産物や転換期間中有機農産物加工食品を同等性相互認証下で米国に輸出することができますか。

A15) 米国は、転換期間中有機農産物や転換期間中有機加工食品については認証の対象としていないため、同等性相互認証により米国に輸出することはできません。

Q16) 外国で生産された有機 J A S 製品は、同等性相互認証により米国に輸出できますか。

A16) 同等性相互認証により日本から米国に有機製品を輸出するためには、①日本国内で生産されたもの、②最終的な加工又は包装及び有機食品である旨の表示が日本国内で行われたものです。したがって、外国で生産された有機 J A S 製品は、②に該当する場合のみ米国に輸出することができます。

Q17) J A S の有機加工食品であって、有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品（有機藻類加工食品及び有機酒類を除く）のみを原材料として使用している場合、米国で「100% organic」と表示して販売することができますか。

A17) 水と食塩を除く原材料（加工助剤を含む。）が全て有機原材料である有機製品については、米国で「100% organic」と表示して販売することができます。

Q18) J A S 認証事業者が NOP 輸入証明書を入手するにはどうすればよいですか。

A18) J A S 認証事業者は、有機 J A S 登録認証機関に米国へ有機製品を輸出する意向があることを伝えます。有機 J A S 登録認証機関は、J A S 認証事業者を Organic Integrity Database に登録し、認証事業者に、輸出する有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品が J A S 格付されたものであるか、日本国内で生産、最終的な加工又は包装及び表示されたものであるか、U S D A の表示要件（Q13 参照）を満たしているか等について確認し、Organic Integrity Database 上で NOP 輸入証明書を発行します。日本国内で NOP 輸入証明書を発行可能な登録認証機関は、以下のページの「有機農産物等の輸出に係る証明書を発行できる登録認証機関一覧」をご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki.html#nintei